

第2章 札幌市の葬送を取り巻く現状と問題点

3 墓地と納骨堂

(1) 墓石型から合葬墓・樹木葬等へのニーズの高まり

ア 合葬墓等への多様化するニーズの高まり

- 近年の葬送において、従来の墓石型から合葬墓や樹木葬等へのニーズが高まっており、当初計画した墓地供給と多様化する市民ニーズとの間に乖離が生じている。
- 近年、合同納骨塚において、これまでの傾向とは異なり、行旅死亡人や引取者のないケース以外の遺骨の埋蔵者が急増していることに伴い、令和9年度(2027年度)には埋蔵体数の受入可能数を超えると予想される。
- 現在の合同納骨塚の利用条件では、申込者を札幌市民と限定しているため、札幌市民の遺骨が埋蔵できない場合がある。

イ 民間墓地・納骨堂の安定経営に向けた指導

- 民間墓地及び納骨堂は、安定的な運営を維持できなくなると、その利用者が大きな不利益を被るおそれがある。

(2) 無縁化が疑われる墓の増加

- 無縁化が疑われる墓を放置しておく、墓石倒壊の危険や周辺区画に悪影響を与えるだけでなく、市営霊園・旧設墓地全体の景観悪化等が進む。

(3) 市営霊園の設備や管理事務所の老朽化

- 管理事務所や園路、階段、手すり、雨水桝等のさまざまな構築物の老朽化が進んでいる。
- 市営霊園の運営について、より効率的な維持管理・整備方法等を行っていくためには、民間の活力を活かした検討も行っていく必要がある。

(4) 旧設墓地及び市営霊園の維持管理・改修のための支出増加

ア 旧設墓地の維持管理の支出

- 80%以上の旧設墓地使用者が継続使用を希望していることから、廃止や集約が難しい状況である。
- 札幌市が旧設墓地の管理を引き継いだ際、手続きの未実施や名乗り出なかった方がいたため、使用者の特定できない未許可墓が存在している。
- 旧設墓地は、歴史的背景から札幌市が維持管理を引き継いでいるため、市営霊園ほどの維持管理が行えていない。
- 市営霊園と異なる運営を見直すにあたり、墓地使用許可面積の不整合、土葬体埋蔵場所の不明等の課題がある。

イ 市営霊園の維持管理・改修のための基金が逡減

- 市営霊園は40年以上が経過し、2015年度以降に補修や老朽箇所が増えてきたため、維持管理料の支出が増加しており、このままの水準で毎年の維持管理や修繕等を継続した場合、令和21年度(2039年度)には基金が枯渇してしまう見通しである。
- 市営霊園においては、墓地の各種手続き等が必要とならない限り、使用者と連絡を取る機会がないため、無縁化に陥りやすい状況となっている。

第3章 分野別施策に基づく取組

3 少子高齢化に対応した墓地

㉞ 事業者との協働により市民の墓地ニーズに対応します

ア 合葬墓の運用方法

- 利用条件の整理: 市民ニーズを踏まえ、「札幌市民として亡くなった方の遺骨」の受入れ導入に向け利用条件の整理を進める。
- 合葬墓の新増設: 既存の合同納骨塚の埋蔵体数の上限が近づいてきていることから、多様化するニーズも踏まえ合葬墓の新増設を検討する。また、新合葬墓の使用開始にあたり、身寄りのない人等以外で利用を希望する方の条件や受益者負担を整理する。

イ 民間墓地・納骨堂に対する指導等

- 市民ニーズに対応した墓地供給の推進: 民間墓地経営者と連携し、多様化する市民ニーズの把握に努めるとともに、市民ニーズを踏まえた墓地供給の推進に取り組む。
- 民間墓地と納骨堂の安定経営に向けた指導: 札幌市墓地等財務状況審議会を活用して、公益法人が経営する墓地や、一定規模以上の納骨堂の財務状況を調査審議し、安定経営に不安がある事業者に対し、改善に向けた指導を行う。

㉟ 市営霊園の無縁墓対策を進めます

ウ 市営霊園の無縁墓への対応

- 無縁化が疑われる墓地使用者の戸籍調査継続: 無縁化が疑われる墓地について、使用者と連絡が取れない場合は戸籍調査により、現住所や縁故者の有無を調べるなど、墓地使用者調査の手順に沿った確認を継続する。
- 無縁墓の解消手順整理・試行・実施: 無縁と認定した墓の改葬方法や墓石の撤去手順等を検討・整理し、実施する。
- 無縁改葬実施後の区画活用: 再公募区画としての再利用や、ベンチ・花壇の設置による憩いの空間としての活用を検討する。

㊱ 安全で利用しやすい市営霊園へ改善します

エ 市営霊園の改修や機能の統廃合

- 霊園内の整備計画も含めた改修や機能の統廃合の検討: 里塚霊園管理事務所については、敷地内にある里塚斎場の施設建替の状況も加味したうえで、建替を検討する。併せて、手稲平和霊園管理事務所についても、建替や統廃合を検討する。また、市営霊園利用者の利便性向上のため、市営霊園の段階的なバリアフリー化を検討する。
- 市営霊園の多面的な活用の検討: 多くの市民が利用できるよう、空き区画を活用した憩いの空間の創出や景観向上等を検討する。

オ 市営霊園の運営手法

- 効率的な維持管理及びサービス向上を目的とした運営手法の整備: 霊園ごとの業務量や必要人員を精査したうえで、指定管理者制度及びPFI制度の導入による市営霊園の運営について、より具体的な検討を進める。

㊲ 市営霊園と旧設墓地の使用に係る費用負担のあり方を見直します

カ 旧設墓地の管理方法

- 未許可墓の解消: 墓参者に対しての案内看板の設置等により、使用者が特定できない未許可墓の解消を図る。なお、未許可墓の使用者から申出があった場合は、申請書類等の提出を求め、使用許可等の手続きを進めます。
- 管理料制度導入の検討及び導入に向けた課題整理: 受益者負担の考え方に基づいた管理料徴収制度の導入を検討する。また、制度導入に向け、維持管理の水準や墓地使用許可面積等の調査といった課題の整理・解決に向けて取り組む。
- 旧設墓地の多面的な活用の検討: 市民ニーズを把握したうえで、墓地としてだけでなく、多くの市民が利用できるような緑地化等の多面的な活用を見据え、他部局と連携を図りながら課題を整理する。

キ 市営霊園の新たな管理料制度

- 使用開始から20年を経過している墓地使用者からの追加徴収: 「清掃手数料」の名称変更とともに、使用開始から20年を経過している墓地使用者からの追加徴収を検討し、新たな管理料制度を整理する。
- 無縁墓対策を兼ねた徴収頻度の設計等: 新たな管理料制度は、無縁墓対策を兼ねた徴収頻度とするほか、滞納者対策として督促方法や罰則等についての考え方も整理し、中長期的な継続を見据えた制度として検討する。

成果指標
参考指標

新増設した
合葬墓の
運用

経営状況を
調査審議した民間墓地・
納骨堂の数

無縁墓および無縁化疑
いの墓の割合減(21%
→13%)

改修方針の
決定

運営手法の
決定

旧設墓地の
新管理料制
度導入可否
の決定

市営霊園の
新管理料
制度の決定